

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p>	
用語	意味	用語	意味
1～89 (略)	(略)	1～89 (略)	(略)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ	89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ
		<p>附 則 (平成26年9月29日西設相制第10069号) この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。</p>	

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
<p>別表2 接続形態 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 368 331 400">用語</th> <th data-bbox="331 368 1113 400">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 400 331 432">(1)～(2) (略)</td> <td data-bbox="331 400 1113 432">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 432 331 793">(3) 表の適用</td> <td data-bbox="331 432 1113 793"> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。<u>この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	(1)～(2) (略)	(略)	(3) 表の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。<u>この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</u></p>	<p>別表2 接続形態 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 368 1408 400">用語</th> <th data-bbox="1408 368 2190 400">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 400 1408 432">(1)～(2) (略)</td> <td data-bbox="1408 400 2190 432">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 432 1408 793">(3) 表の適用</td> <td data-bbox="1408 432 2190 793"> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります、<u>ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。</u>これらの場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	(1)～(2) (略)	(略)	(3) 表の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります、<u>ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。</u>これらの場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p>
用語	意味												
(1)～(2) (略)	(略)												
(3) 表の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。<u>この場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</u></p>												
用語	意味												
(1)～(2) (略)	(略)												
(3) 表の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります、<u>ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。</u>これらの場合において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</p>												
<p>2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p>別添1のとおり</p>	<p>2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p>別添2のとおり</p> <p>附 則 (平成26年9月29日西設相制第10068号) <u>この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。</u></p>												

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-19	当社	中継事業者	PHS事業者

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 4	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	

別添 2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-19	当社	中継事業者	PHS事業者
		中継事業者及び当社等	
146-20	当社	中継事業者	PHS事業者

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 4	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 2 社目の中継事業者)	
G 1	PHS事業者	中継事業者 (サービス制御事業者)	中継事業者	